

安全衛生推進者・衛生推進者の選任と 安全衛生教育の受講について

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 横浜南支部

第三次産業の事業主のみなさまへ

労働災害を発生している事業場の約6割強は、50人未満の事業場で発生していることをご存じでしょうか。

労働安全衛生法では、労働者数50人未満の事業場を対象に、安全衛生推進者又は衛生推進者の選任と労働者へ周知するための氏名の掲示等が義務付けられております。(※ 裏面に掲示内容の記載例があります。)

しかしながら、労働災害を発生させた多くの事業場では、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任していない事業場が非常に多いものとなっています。

横浜南労働基準監督署からの情報では、労働災害が多発している小売業・飲食業・社会福祉施設等で、衛生推進者を選任していない状況が確認されていて、これらの事業場に対しては、是正勧告書が交付され、事業主に対し法律違反の是正を強く求めているとのことです。

また、大規模商業施設内のテナント経営者などにも、衛生推進者の選任の必要性が周知されているとの説明も行われています。

このため、当支部では、労働者が安心・安全に働くことができる店舗づくりに欠かせない「安全衛生推進者又は衛生推進者」に必要な知識習得のための講習会を実施しております。

各商業施設等のテナントを対象とした出張講習会も実施しておりますので、お気軽に、当支部へお声掛けいただきたいと思います。

講習会実施団体

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 横浜南支部

〒231-0011 横浜市中区太田町1-20 三和ビル4階C号室

電話 045-651-4701 FAX045-651-0862

安全衛生推進者・衛生推進者の職務

(※衛生推進者については、衛生に係る業務の実施に限ります。)

- 1 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
- 2 作業環境の点検（環境測定を含む）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
- 3 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること
- 4 安全衛生教育に関すること
- 5 異常な事態における応急措置に関すること
- 6 災害の原因の調査及び再発防止に関すること
- 7 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること
- 8 行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること

安全衛生推進者 又は衛生推進者 氏 名	
---------------------------	--